

## 17 事務年度より実施する検査上の運用改善

### 1. 検査モニター制度の改善

検査モニター制度のより一層の活用を促すため、オフサイト検査モニターについて、実施方法、ヒアリング項目等を見直し。

(注) 検査モニター制度

金融検査に関する基本指針等の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的運用を防止する観点から、以下のモニターを実施（任意）。

- ・ オンサイト検査モニター：バックオフィスの幹部が立入検査中に被検査金融機関に向き、経営陣から意見聴取を行うもの。
- ・ オフサイト検査モニター：検査終了後、電子メール等により意見を受け付けるもの。

### 2. 意見申出制度の運用改善

意見申出制度の中立性・公平性のほか、検査に対する更なる信頼性の向上を図る観点から、以下の改善策を実施。

- ① 意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の有識者を登用。
- ② 申出制度の対象とする金融機関の範囲の拡大（貸金業等）。
- ③ 今後の金融機関のリスク管理等に役立つと考えられる審理結果についてその概要を公表。

(注) 意見申出制度

立入検査において、検査官と金融機関が十分な議論を行ったうえで、なお、意見の一致をみななかった場合に、被検査機関が検査局長に直接申出できる制度。

なお、この審理を行う「意見申出審理会」は、検査班とは別の検査局職員等により構成。

### 3. 検査時の提出資料の見直し

検査官及び金融機関の双方にとって、検査の一層の効率化・円滑化を図る観点から、検査において金融機関に提出を求める資料について、その必要性や重複の有無などを踏まえつつ、新たに見直すとともに、電子媒体も活用。